

令和4年度 第2回印西市社会教育委員会議

日 時 令和4年10月21日（金）
午前10時から
場 所 印西市役所
1階 農業委員会会議室

- 1 開 会
- 2 議長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名について
- 4 議 事
 - (1) 令和5年度予算（案）について
 - (2) 社会教育関係団体の認定について
 - (3) 印西市社会教育関係団体の認定基準に関する
規程の一部を改正する規程の制定について
 - (4) その他
- 5 報 告
 - (1) 印旛郡市社会教育振興大会について
 - (2) 千葉県社会教育振興大会について
- 6 連絡事項
 - (1) 流山市生涯学習センターの視察について
- 7 その他
- 8 閉 会

印西市社会教育委員名簿

令和3年4月 1日から
任 期
令和5年3月31日まで

番号	氏 名	備 考
1	川村 英雄 <small>かわむら ひでお</small>	学識経験者
2	菊地 愛子 <small>きくち あいこ</small>	学識経験者
3	河村 剛光 <small>こうむら よしみつ</small>	学識経験者
4	松崎 比呂美 <small>まつざき ひるみ</small>	学識経験者
5	篠原 年枝 <small>しのはら としえ</small>	学識経験者
6	石川 久美子 <small>いしかわ くみこ</small>	学識経験者
7	平石 光則 <small>ひらいし みつのり</small>	学識経験者
8	押田 正雄 <small>おしだ まさお</small>	学識経験者
9	馬場 みどり <small>ばば</small>	学識経験者
10	松山 徹 <small>まつやま とおる</small>	学識経験者
11	高橋 克 <small>たかはし まさる</small>	学識経験者
12	恩田 典子 <small>おんだ のりこ</small>	社会教育関係者
13	小林 康子 <small>こばやし やすこ</small>	社会教育関係者
14	箱崎 美貴 <small>はこざき みき</small>	学識経験者
15	浅田 勉 <small>あさだ つとむ</small>	学校教育関係者
16	香取 伸嘉 <small>かとり のがよし</small>	学校教育関係者
17	三浦 明久 <small>みうら あきひさ</small>	学校教育関係者

議事（1）令和5年度予算（案）について

ア 令和5年度 社会教育・生涯学習関連事業予算について(歳入)

生涯学習課 推進係

No.	事業名	令和4年度 (当初予算額)	令和5年度 (要求額)	増減額	説明(主な増減理由)
1	青少年相談員活動補助金	400千円	400千円	0千円	
2	(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業	69,300千円	698,300千円	629,000千円	(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備にかかる地方債を計上
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
	計	69,700千円	698,700千円	629,000千円	

議事（1）令和5年度予算（案）について

イ 令和5年度 社会教育・生涯学習関連事業予算について(歳出)

生涯学習課 推進係

No.	事業名	令和4年度 (当初予算額)	令和5年度 (要求額)	増減額	説明(主な増減理由)
1	社会教育員会議運営に要する経費	589千円	659千円	70千円	【報酬】 ・任期替えのため定数20名で計上したことによる増額 【需用費】 ・新任委員用「社会教育委員のためのQ&A」を計上したことによる増額 【負担金】 ・都市社会教育委員連絡協議会負担金の増額
2	社会教育総務事務に要する経費	500千円	541千円	41千円	【旅費】 ・社会教育主事講習のための研修旅費を計上したことによる増額 【需用費】 ・隔年で出版される「生涯学習・社会教育行政必携」を計上したことによる増額
3	生涯学習推進事業	603千円	727千円	124千円	【報償費】 ・協力者等謝礼件数の減額 【需用費】 ・WEB会議用消耗品(Webカメラ、キーボード、スピーカーなど)を計上したことによる増額 【備品購入費】 ・庁用備品(プロジェクター)を計上したことによる増額
4	青少年問題協議会運営に要する経費	92千円	107千円	15千円	【報酬】 ・任期替えのため定数を見込んだ計上をしたことによる増額
5	青少年相談員運営に要する経費	3,554千円	2,189千円	-1,365千円	【需用費】 ・相談員の委嘱替えが完了し、ユニフォームを中途委嘱者分だけ計上したことによる減額 【使用料及び賃借料】 ・駐車場使用料の増額
6	青少年対策事業活動費	654千円	743千円	89千円	【需用費】 ・子ども110番看板・ステッカーの在庫確保のための増額 【役務費】 ・子ども110番保険料単価及び件数の増額 【負担金、補助及び交付金】 ・都市子ども会育成連合会負担金の増額
7	家庭教育学級事業	1,426千円	1,338千円	-88千円	【使用料及び賃借料】 ・駐車場使用料未計上による減額 【備品購入費】 ・教材用備品(DVD)未計上による減額 【負担金、補助金および交付金】 ・家庭教育学級運営事業補助金の減額
8	二十歳を祝う会に要する経費	3,663千円	4,239千円	576千円	【報償費】 ・記念品の単価増額意見発表者等協力者の人数増額 【需用費】 ・用紙代の単価による増額 【委託料】 ・会場設営業務委託の増額
9	放課後子ども教室に要する経費	600千円	952千円	352千円	【委託料】 ・業務委託料の増額
10	(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業	69,300千円	698,450千円	629,150千円	【報償費】 ・(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業愛称選考委員会委員報償の計上による増額 【工事請負費】 ・(仮称)千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業設計及び建設に係る費用を計上したことによる増額
	計	80,981千円	709,945千円	628,964千円	

議事（1）令和5年度予算（案）について

ウ 令和5年度 文化・芸術関連事業予算について(歳入)

生涯学習課 文化係

No.	事業名	令和4年度 (当初予算額)	令和5年度 (要求額)	増減額	説明(主な増減理由)
1	行政財産目的外使用料	1千円	1千円	0千円	
2	国)国宝重要文化財保存整備費補助金	1,000千円	1,000千円	0千円	
3	県)埋蔵文化財届出事務等に係る交付金	50千円	50千円	0千円	
4	県)文化財保存事業補助金	250千円	250千円	0千円	
5	物品販売代金	360千円	585千円	225千円	印西まちなか音楽祭グッズ
6					
7					
8					
9					
10					
	計	1,661千円	1,886千円	225千円	

議事（1）令和5年度予算（案）について

エ 令和5年度 文化・芸術関連事業予算について(歳出)

生涯学習課 文化係

No.	事業名	令和4年度 (当初予算額)	令和5年度 (要求額)	増減額	説明(主な増減理由)
1	文化財審議会運営に要する経費	152千円	152千円	0千円	
2	文化財保護調査事業	13,896千円	49,250千円	35,354千円	<p>【委託料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・草刈委託の増額 ・歴史資料運搬業務委託の増額 ・歴史文化施設基本計画策定業務委託及び歴史文化施設基本計画アンケート該当者抽出委託実施による増額 ・市内遺跡発掘調査委託の増額 <p>【工事請負費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財説明板等補修工事及び巴塚説明板設置による増額 ・史跡保全工事の実施による増額 ・資料保管施設解体撤去工事の実施による増額 <p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財関係等映像記録放映用備品を計上したことによる増額 <p>【負担金、補助及び交付金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印旛地区行政担当者連絡協議会負担金の減額 ・宝珠院観音堂保存修理工事分の減額
3	文化財基礎調査事業	1,281千円	147千円	-1,134千円	<p>【報償費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石造物調査報告書作成協力者謝礼分の減額 <p>【需用費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石造物調査報告書(本埜地区)印刷製本分の減額
4	文化振興活動に要する経費	6,487千円	6,735千円	248千円	<p>【需用費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印西まちなか音楽祭簡易PA用雑用品の減額 <p>【委託費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印西まちなか音楽祭音響委託の会場数増加による増額 ・印西市まちなか音楽祭会場警備業務委託における警備員数及び警備時間増加による増額 ・印西まちなか音楽祭会場設営業務委託の増額 <p>【備品購入費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印西まちなか音楽祭簡易PA用備品の減額
5	資料整理保管に要する経費	2,807千円	1,286千円	-1,521千円	<p>【需用費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管庫給水管改修修繕分の減額 <p>【委託料】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史資料保管庫環境調査業務委託分の減額 <p>【工事請負費】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史資料保管庫図書室空調設備更新工事分の減額
	計	24,623千円	57,570千円	32,947千円	

議事（1）令和5年度予算（案）について

オ 補助金について

生涯学習課 推進係

	事業名	4年度 (当初予算額)	5年度 (要求額)	増減額
	社会教育関係補助金			
1	女性の会事業	300千円	300千円	0千円
2	青少年相談員連絡協議会事業	1,800千円	2,120千円	320千円
3	子ども会育成連絡協議会事業	50千円	50千円	0千円
4	P T A連絡協議会事業	200千円	200千円	0千円
5	地域ぐるみさわやかコミュニティ 推進委員会事業	300千円	300千円	0千円
6	家庭教育学級事業	1,328千円	1,321千円	-7千円
7	芸術文化協会事業	400千円	400千円	0千円
	印西市指定文化財管理等経費補助金			
1	印西市指定文化財管理等経費補助金	2,920千円	2,008千円	-912千円

団 体 調 書

申 請 日	令和4年4月22日			
団 体 の 名 称	寺子屋&子ども食堂” さくら”			
代 表 者	山野 幸子 (印西市在住 ・ 印西市外在住)			
団 体 の 概 要	<p>【目的】 地域で子どもを見守る組織を作り活動していくことを目的として設立された。 学習支援、子ども食堂、居場所作りを活動の柱としている。</p> <p>【主な活動内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習支援事業 子どもたちに対し、定期的な学習支援を行うもの。 活動は主に、市内公共施設において、実施している。 <ol style="list-style-type: none"> ① 放課後の学習支援 (毎週金曜日) ② 子ども食堂事業と併せて、長期休業中の学習支援 (不定期開催) ③ その他各種イベントの実施 (不定期) ・ 子ども食堂事業 給食の支給されない長期休業中に、学習支援と併せて食事を提供することで、各家庭の子育て支援を行うもの。 <ol style="list-style-type: none"> ① 昼食を通じて、子どもたちの交流の場を設ける (新型コロナウイルス感染症の影響により、休止中) ② 弁当を提供することで、長期休業中の子育て支援を行う ・ その他 <ol style="list-style-type: none"> ① オリジナルのうちわの作等のイベントの実施 等 			
会 員 ・ 役 員 数	会 員 数	12名	役 員 数	6名
主 な 財 源	公益信託印西まちづくりファンド			
主 な 支 出	<p>【寺子屋】 教材費、イベント材料費、参加賞菓子類 等</p> <p>【子ども食堂】 食器類、食材費 等</p> <p style="text-align: right;">計 約25万円</p>			
事 務 所 の 所 在 地	印西市 瀬戸 地内			

印西市社会教育関係団体の認定基準に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、印西市における教育関係団体の認定基準に関し、必要な事項を定める。

(認定の要件)

第2条 社会教育関係団体として認定することのできる団体は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第10条に規定する団体であつて、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 社会教育に関する事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるものであること。
- (2) 規約を有すること。
- (3) 一定基準の会員数を有し、役員が選出されていること。
- (4) 自己財源を有し、かつ団体の運営が確実になされていること。
- (5) 事務所を市内に有し、かつ主たる活動の場所が市内であること。

(認定の申請)

第3条 社会教育関係団体の認定を受けようとする団体の代表者は、社会教育関係団体認定申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、印西市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 規約
- (2) 予算及び事業計画
- (3) 役員の名簿及び会員数
- (4) その他必要と認める書類

(認定)

第4条 社会教育関係団体の認定は、社会教育委員会議の意見を聞いて教育長がこれを行う。

(認定の例外)

第5条 第2条の規定にかかわらず、文部科学省及び千葉県教育委員会において、社会教育に関係ある団体としているもの、又は、その下部組織については、これを社会教育関係団体として認定する。

2 公民館等を活動の拠点とするサークル等にあつては、これらのサークルで構成する団体をもって、第2条に規定する団体とみなす。

(認定の通知)

第6条 教育長は、第4条の規定により社会教育関係団体として認定したときは、当該団体の代表者に対し、社会教育関係団体認定通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

(認定団体の義務)

第7条 社会教育関係団体として認定された団体は、毎年度当初に次に掲げる書類を教育長に提出しなければならない。

- (1) 予算及び事業計画

- (2) 役員の名簿及び会員数
- (3) その他必要と認める書類

(変更又は解散の届出)

第8条 社会教育認定団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに社会教育関係団体申請事項変更届出書（別記第3号様式）又は社会教育関係団体解散届出書（別記第4号様式）を教育長へ届け出なければならない。

- (1) 規約又は会則及び役員に変更があったとき。
- (2) 活動を停止したとき。
- (3) 講師等に変更があったとき。
- (4) 解散したとき。

2 教育長は、前項第4号の規定により、社会教育関係団体が解散したときは、社会教育委員会に報告しなければならない。

(認定の取消し等)

第9条 教育長は、社会教育関係団体が公民館等使用に対して、法第23条の規定に抵触し、又は、第2条及び第5条の要件を満たさなくなったとき、又は、前2条の義務を怠ったときは、社会教育関係団体の認定を取消することができる。

2 前項の規定により社会教育関係団体の認定を取消したときは、当該団体の代表者に社会教育関係団体認定取消通知書（別記第5号様式）により通知するものとする。

(報告)

第10条 教育長は、社会教育関係団体に対し必要に応じて事業内容等について報告を求めることができる。

(委任)

第11条 この規定に定めるもののほか、社会教育関係団体の認定に関する必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規定は平成8年4月1日より施行する。

附 則

この規程は令和4年10月21日より施行する。

別 記

- 第1号様式（第3条）
- 第2号様式（第6条）
- 第3号様式（第8条）
- 第4号様式（第8条）
- 第5号様式（第9条）

印西市社会教育関係団体の認定基準に関する規程新旧対照表

新	旧
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この規程は、印西市における教育関係団体の認定基準に関し、必要な事項を定める。	第1条 この規程は、印西市における教育関係団体の認定基準に関し、必要な事項を定める。
(認定の要件)	(認定の要件)
第2条 社会教育関係団体として認定することのできる団体は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第10条に規定する団体であつて、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。	第2条 社会教育関係団体として認定することのできる団体は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第10条に規定する団体であつて、次の各号に掲げる要件を備えたものとする。
(1) 社会教育に関する事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるものであること。	(1) 社会教育に関する事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分に期待できるものであること。
(2) 規約を有すること。	(2) 規約を有すること。
(3) 一定基準の会員数を有し、役員が選出されていること。	(3) 一定基準の会員数を有し、役員が選出されていること。
(4) 自己財源を有し、かつ団体の運営が確実になされていること。	(4) 自己財源を有し、かつ団体の運営が確実になされていること。
(5) 事務所を市内に有し、かつ主たる活動の場所が市内であること。	(5) 事務所を市内に有し、かつ主たる活動の場所が市内であること。
(認定の申請)	(認定の申請)
第3条 社会教育関係団体の認定を受けようとする団体の代表者は、社会教育関係団体認定申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、印西市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。	第3条 社会教育関係団体の認定を受けようとする団体の代表者は、社会教育関係団体認定申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。
(1) 規約	(1) 規約
(2) 予算及び事業計画	(2) 予算及び事業計画
(3) 役員の名簿及び会員数	(3) 役員の名簿及び会員数
(4) その他必要と認める書類	(4) その他必要と認める書類
(認定)	(認定)
第4条 社会教育関係団体の認定は、社会教育委員会議の意見を聞いて教育長がこれを行う。	第4条 社会教育関係団体の認定は、社会教育委員会議の意見を聞いて教育委員会がこれを行う。
(認定の例外)	(認定の例外)
第5条 第2条の規定にかかわらず、文部科学省及び千葉県教育委員会において、社会教育に関係ある団体としているもの、又は、その下部組織については、これを社会教育関係団体として認定	第5条 第2条の規定にかかわらず、文部科学省及び千葉県教育委員会において、社会教育に関係ある団体としているもの、又は、その下部組織については、これを社会教育関係団体として認定

する。

2 公民館等を活動の拠点とするサークル等
にあっては、これらのサークルで構成する団体
をもって、第2条に規定する団体とみなす。

(認定の通知)

第6条 教育長は、第4条の規定により社会教育
関係団体として認定したときは、当
該団体の代表者に対し、社会教育関係
団体認定通知書(別記第2号様式)に
より通知するものとする。

(認定団体の義務)

第7条 社会教育関係団体として認定された
団体は、毎年度当初に次に掲げる書類
を教育長に提出しなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 役員の名簿及び会員数
- (3) その他必要と認める書類

(変更又は解散の届出)

第8条 社会教育認定団体は、次の各号のい
ずれかに該当するときは、速やかに社会
教育関係団体申請事項変更届出書(別
記第3号様式)又は社会教育関係団体
解散届出書(別記第4号様式)を教育
長へ届け出なければならない。

- (1) 規約又は会則及び役員に変更
があったとき。
- (2) 活動を停止したとき。
- (3) 講師等に変更があったとき。
- (4) 解散したとき。

2 教育長は、前項第4号の規定により、社会
教育関係団体が解散したときは、社会教育委員
会議に報告しなければならない。

(認定の取消し等)

第9条 教育長は、社会教育関係団体が公民館
等使用に対して、法第23条の規定に
抵触し、又は、第2条及び第5条の要
件を満たさなくなったとき、又は、前
2条の義務を怠ったときは、社会教育
関係団体の認定を取消することができる。

2 前項の規定により社会教育関係団体の認
定を取消したときは、当該団体の代表者に社会
教育関係団体認定取消通知書(別記第5号様
式)により通知するものとする。

する。

2 公民館等を活動の拠点とするサークル等
にあっては、これらのサークルで構成する団体
をもって、第2条に規定する団体とみなす。

(認定の通知)

第6条 教育委員会は、第4条の規定により社会
教育関係団体として認定したとき
は、当該団体の代表者に対し、社会教
育関係団体認定通知書(別記第2号様
式)により通知するものとする。

(認定団体の義務)

第7条 社会教育関係団体として認定された
団体は、毎年度当初に次に掲げる書類
を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 役員の名簿及び会員数
- (3) その他必要と認める書類

(変更の届出)

第8条 社会教育関係団体が、役員若しくは事
務所の位置を変更し、又は団体を解散
したときは、団体の代表者は速やかに
教育委員会に届出なければならない。

(認定の取消し等)

第9条 教育委員会は、社会教育関係団体が公
民館等使用に対して、法第23条の規
定に抵触し、又は、第2条及び第5条
の要件を満たさなくなったとき、又
は、前2条の義務を怠ったときは、社
会教育関係団体の認定を取消するこ
とができる。

2 前項の規定により社会教育関係団体の認
定を取消したときは、当該団体の代表者に社会
教育関係団体認定取消通知書(別記第3号様
式)により通知するものとする。

<p>(報告) 第10条 教育長は、社会教育関係団体に対し必要に応じて事業内容等について報告を求めることができる。</p> <p>(委任) 第11条 この規定に定めるもののほか、社会教育関係団体の認定に関する必要な事項は、教育長が別に定める。</p> <p>附 則 この規定は平成8年4月1日より施行する。</p> <p>附 則 この規程は令和 年 月 日より施行する。</p> <p>別 記 第1号様式（第3条） 第2号様式（第6条） 第3号様式（第8条） 第4号様式（第8条） 第5号様式（第9条）</p>	<p>(報告) 第10条 教育委員会は、社会教育関係団体に対し必要に応じて事業内容等について報告を求めることができる。</p> <p>(委任) 第11条 この規定に定めるもののほか、社会教育関係団体の認定に関する必要な事項は、教育委員会が別に定める。</p> <p>附 則 この規定は平成8年4月1日より施行する。</p> <p>別 記 第1号様式（第3条） 第2号様式（第6条） 第3号様式（第9条）</p>
---	---

開催要項

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大により、様々なものが見直しを迫られ、人と人のつながり、地域社会のあり方など、これまで当たり前にあったものの大切さを改めて感じる機会でもありました。

徐々に人と人とのつながりが戻ってきた中、喜びとともに、再び変化する生活に不安感や息苦しさを感じる方もいるのではないのでしょうか。そうした中で、この経験を負だけの側面からだけ捉えるのではなく、新しく未来を切り開く力に変え進んでいくことが必要です。

そのためにも、一人ひとりが今できること・今からできることを広い視野と柔軟な発想・創造性と共に、物事を論理的に考える力、自らの主張を正しく伝え、理解してもらう力などを身に付け、学校・地域・家庭との協働・連携を大切にして生きていくことが重要となってきます。

そこで、社会教育委員及び社会教育関係者が一堂に会し、印旛郡市における生涯学習の推進と社会教育の充実を図ります。

2 主題 「人から人へのバトン ～私たちにできること～」

3 主催 印旛郡市社会教育委員連絡協議会 / 共催 印旛郡市内市町教育委員会

4 日程 令和4年9月10日(土) 午後1時15分から4時5分まで

5 会場 四街道市文化センター

(住所：四街道市大日396 電話：043-423-1618)

6 協賛

- ・印旛地区公民館連絡協議会
- ・印旛郡市PTA連絡協議会
- ・印旛郡市スポーツ協会
- ・東印旛地区スポーツ推進委員連合会
- ・印旛地区青少年相談員連絡協議会
- ・印旛郡市子ども会育成連合会
- ・成田市スポーツ協会
- ・八千代・印西地区スポーツ推進委員連絡協議会

7 参加対象者

- ・市町社会教育委員
- ・市町家庭教育指導員
- ・市町公民館関係者
- ・市町スポーツ推進委員
- ・各単位PTA
- ・保育園、幼稚園、小中学校教職員
- ・市町社会教育担当者
- ・市町青少年相談員
- ・市町公民館運営審議会委員
- ・市町婦人会
- ・市町主催講座等受講者
- ・市町社会教育指導員
- ・市町文化財担当者
- ・市町体育協会関係者
- ・青少年育成団体
- ・市町社会教育所管団体
- ・その他一般

8 日程

- | | |
|--|-------|
| 受付 | 12:45 |
| 1 開会のことば | 13:15 |
| 2 主催者挨拶（印旛郡市社会教育委員連絡協議会会長） | |
| 3 社会教育功労者表彰 | |
| 4 来賓祝辞（四街道市長、四街道市教育委員会教育長） | |
| 5 来賓紹介 | |
| 休憩10分 | |
| 6 事例提案（成田市） | 13:45 |
| 『放課後子ども教室への「ぬいぐるみ病院」の参加』 | |
| 休憩10分 | |
| 7 記念講演 | 14:15 |
| 演題：こころを楽にする生き方 | |
| 講師：宮田 修 氏（元NHKアナウンサー・神職） | |
| 千葉県富里市出身。NHK大阪放送局時代、阪神・淡路大震災に遭い、第一報を伝えたことで知られる。その後アナウンサーをしながら通信教育で資格を修得し神職の道へ。現在千葉県長南町の熊野神社など63の神社の宮司を務める。 | |
| 8 大会宣言提案・採択 | 15:55 |
| 9 閉会のことば | 16:05 |

9 その他

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策について

- ・当日体調のすぐれない場合は出席をお控えください。
- ・来場の際にはマスクの着用をお願いします。
- ・会場に入る際は手指の消毒をお願いします。
- ・万が一感染者が発生した場合、保健所に参加者名簿の提出をする場合があります。また、濃厚接触者を特定するため、一度お座りいただいた席からの移動はご遠慮ください。
- ・ロビー等多くの人が停滞する場所ではソーシャルディスタンスの確保をお願いします。
- ・大会終了後14日以内に感染及び感染が疑われる症状が発生した場合は、速やかに各市町の事務局へご連絡ください。

第57回千葉県社会教育振興大会開催要項

1 趣 旨

社会教育は、昭和24年の社会教育法制定以来、学校教育以外における学習の機会を提供し、国民が自己の充実と生活の向上を図るとともに、「人づくり」を通じた地域社会の発展に寄与してきました。

今日、人生100年時代を迎えようとしている我が国は、超スマート社会(Society5.0)の実現に向けて、人工知能(AI)やビッグデータの活用などの技術革新が急速に進んでいます。一方で、少子高齢化や人口減少の進展によって地域コミュニティの崩壊が危惧されています。また、海外では軍事紛争などの問題が発生し、国内でも危機感が高まっています。

こうした社会の急速・複雑な変化への対応が求められる中、新たな社会教育の方向性として、SDGs(持続可能な開発目標)の理念を踏まえ、誰一人として取り残さない社会づくりを目指し、より幅広い地域住民の参画と、社会教育委員をはじめ、NPOや大学、企業等、多様な主体との連携・協働が期待されるなど、「開かれ、つながる社会教育」の実現が求められています。

そこで、社会教育委員をはじめ社会教育関係者が一堂に会し、「社会変化に対応する 人づくり・つながりづくり」をテーマに、社会教育の振興と生涯学習の推進に向けて研究を深めるとともに、一層の進展を目的として、本大会を開催します。

- 2 テーマ 「社会変化に対応する 人づくり・つながりづくり」
- 3 期 日 令和4年10月20日(木)
- 4 会 場 千葉県総合教育センター メディア教育棟1階 大ホール
(所在地) 千葉市美浜区若葉2-1-3
- 5 主 催 千葉県社会教育委員連絡協議会
- 6 参加者 県内市町村社会教育委員、事務担当者等
- 7 参加費 1人 3,000円 (昼食代を含む)

8 日 程 受付 9:20～9:50

※社会教育専門講座 10:00～11:30

「生涯学習実践研修会」

講師 放送大学 副学長 菊川 律子 氏

テーマ 「社会変化に対応した生涯学習の推進」

(1) 開会行事 11:40～12:15

- ① 主催者挨拶
- ② 千葉県社会教育委員連絡協議会表彰
- ③ 被表彰者代表挨拶

～ 昼食・休憩 ～

(2) 事例発表 13:30～14:30

ア 長生地区 「睦沢町の学校支援ボランティア活動」
睦沢町教育委員会教育課 副課長 御園生 憲利 氏

イ 夷隅地区 「地域ぐるみで勝浦の子どもを育てる
～ 地域学校協働活動事業の取り組み ～」
勝浦市教育委員会生涯学習課 課長 渡邊 弘則 氏

ウ 安房地区 「放課後子供教室について」
館山市教育委員会教育部生涯学習課 副課長 安西 修 氏

※発表時間は各15分とし、質疑は各3分とする。

(4) 分科会 14:45～16:00

第1分科会 「学校・家庭・地域等の連携と社会教育」

第2分科会 「社会教育委員の役割」

第3分科会 「地域づくりと社会教育」

(5) 閉会行事 16:10～16:30

- ① 分科会報告
- ② 決議文採択
- ③ 閉会の言葉

9 その他

- 各市町村とも多くの参加をお願いします。
- 他の研修等の状況により、駐車場が混雑することも考えられます。時間に余裕をもってお越しください。
- 感染拡大防止のため、事前の検温、手指消毒、マスク着用等に御協力ください。